

主な論点と対応の方向

決定すべき論点	対応の方向
<p>○ 許容できる線量(介入線量レベル)について</p> <p>暫定規制値は、原子力安全委員会の「飲食物摂取制限に関する指標」に基づいており、緊急時の値として放射性セシウムは、年間5ミリシーベルトになっている</p>	<p>○ 以下の点を考慮し年間1ミリシーベルトとしてはどうか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品の国際規格を作成しているコーデックス委員会の現在の指標では、年間1ミリシーベルトを超えないように設定されていること ・モニタリング検査の結果を確認すると、食品中の放射性セシウムの検出濃度は、多くの食品では、時間の経過とともに相当程度低下傾向にあること
<p>○ 規制値設定対象核種について</p> <p>暫定規制値は、「放射性ヨウ素」「放射性セシウム」「ウラン」「プルトニウム及び超ウラン元素のα核種」に規制値を設定</p>	<p>○ 検査の実効性の観点から、規制値は放射性セシウム(セシウム134及びセシウム137)を中心として設定する</p> <p>○ その他の放射性核種による影響は、食品中における放射性セシウムとの比(スケーリングファクタ)を用いることによって考慮してはどうか</p> <p>○ 放射性ヨウ素の検出は無くなっているので、現在の状況が継続するならば必要ないのではないか</p>
<p>○ 規制値を設定する食品区分とその取扱いについて</p> <p>暫定規制値は、「飲料水」「牛乳・乳製品」「野菜類」「穀類」「肉・卵・魚・その他」の5区分に規制値を設定</p>	<p>○ 適切な食品区分のあり方についてどのように考えるか</p> <p>○ 食品加工(濃縮、除去、乾燥等)による放射性核種濃度の変化について考慮し、実際に規制を行う性状についてどのように考えるか</p>
<p>○ 子どもへの影響に対する具体的な配慮について</p> <p>暫定規制値は、年代別に、放射線への感受性や摂取量を踏まえて限度値を算出し最も厳しい値を採用。100Bq/kgを超えるものは、乳児用調整粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しない</p>	<p>○ 内閣府の食品安全委員会の食品健康影響評価書において、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性(甲状腺がんや白血病)」が指摘されたことや各方面からの意見を踏まえ、具体的にどのような配慮を行うべきか</p>

※ これらの他、新たな規制値において経過措置設ける際の対象とする食品や期間についても検討課題。

食品の暫定規制値設定の考え方等について

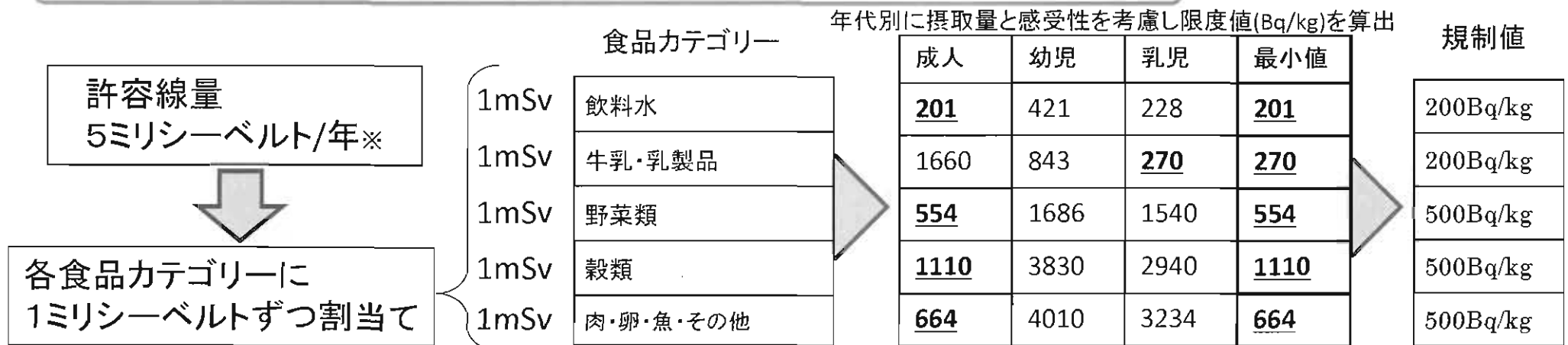
○食品衛生法に基づく放射性物質に関する現行の暫定規制値の設定は、以下のような考え方により実施されている。

- ①食品からの被ばくに対する年間の許容線量(mSv)を設定し、食品カテゴリーごとに割当てを行う。
- ②汚染された食品を食べ続けた場合等の前提条件を置いた上で、設定した線量を超えないよう、食品カテゴリーごとの摂取量等をもとに、規制値(Bq/kg)を算出。
※例えば、成人、幼児、乳児それぞれの摂取量や感受性にも配慮し、年代別に得られた限度値の中で最も厳しい数値を全年齢に適用。

○暫定規制値に基づき都道府県等による検査が行われ、規制値を超えるものが発見された際には、食品衛生法に基づき、流通しないよう対応している。

※ 原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限等の措置については、原子力災害対策本部が決定。

例) 現行の暫定規制値における、放射性セシウムに係る規制値の設定方法



※許容線量5 mSv/年という数値は、暫定規制値が準用している原子力安全委員会策定の「飲食物摂取制限に関する指標」に基づいており、今後新たな規制値を設定する際には、許容線量をどのようにするかが課題となる。なお、食品の国際規格策定機関であるコーデックス委員会では、原発事故後に適用するガイドライン値について、1989年には5 mSv/年、2006年には1 mSv/年を超えないように設定している。

海外における食品中の放射性物質に関する基準値の比較

核種	コーデックス CODEX/STAN 193-1995	EU Regulation (Euratom) No 3954/87	米国 Compliance Policy Guide Sec. 560.750	日本 食品衛生法の 暫定規制値
ストロンチウム (⁹⁰ Sr)	乳幼児用食品 100 一般食品 100	乳幼児用食品 75 乳製品 125 一般食品 750 飲料水 125	160	ストロンチウムの寄与を含めた指標をセシウムで示す
放射性ヨウ素 (¹³¹ I)	(ストロンチウム、放射性ヨウ素等の和として)	乳幼児用食品 150 乳製品 500 一般食品 2,000 飲料水 500	170	飲料水 300 牛乳・乳製品 300 野菜類 2,000 (根菜、芋類を除く。) 魚介類 2,000
放射性セシウム (¹³⁴ Cs, ¹³⁷ Cs)	乳幼児用食品 1,000 一般食品 1,000	乳幼児用食品 400 乳製品 1,000 一般食品 1,250 飲料水 1,000	1,200	飲料水 200 牛乳・乳製品 200 野菜類 500 穀類 500 肉・卵・魚・その他 500
プルトニウム、 アメリシウム等 (²³⁹ Pu, ²⁴¹ Am)	乳幼児用食品 1 一般食品 10	乳幼児用食品 1 乳製品 20 一般食品 80 飲料水 20	2	乳幼児用食品 1 飲料水 1 牛乳・乳製品 1 野菜類 10 穀類 10 肉・卵・魚・その他 10
規制値の適用	・乾燥や濃縮食品は、 摂取する状態の食品 に戻して適用 ・少量消費のスパイス は希釈係数 10 を用いる	・摂取する状態の食品 に対して適用	・乾燥や濃縮食品 は、摂取する状態 の食品に戻して 適用 ・少量消費のスパイス は希釈係数 10 を用いる	・流通の各段階に対し て適用

単：Bq/kg

※ コーデックスについては、介入レベル1mSvを採用し、全食品のうち10%までが汚染エリアと仮定。

※ EUについては、追加の被ばく線量が年間1mSvを超えないよう設定され、人が生涯に食べる食品の10%が規制値相当汚染されていると仮定。

※ 米国については、預託実効線量5mSvを採用し、食事摂取量の30%が汚染されていると仮定。

※ チェルノブイリ原発事故のあった旧ソ連のベラルーシでは、事故発生時は高い暫定規制値が設定された(食品のみではなく、外部被ばく・内部被ばく全体の被ばく限度を事故1年目に100mSvと設定)が、その後、規制値は段階的に下げられ、1992年には食品中からの内部被ばくが年間1ミリシーベルトを越えないよう設定されている。放射性セシウム(¹³⁷Cs)は、例えば、ベラルーシではパンとパン製品は40Bq/kg、野菜は100Bq/kg、ウクライナではパンとパン製品は20Bq/kg、野菜は40Bq/kgと設定されている)。

モニタリング検査における放射性セシウムの暫定規制値超過割合

品目	超過割合	福島県						その他					
		3月～6月			7月～9月			3月～6月			7月～9月		
		500Bq/Kg超	300Bq/Kg超	100Bq/Kg超	500Bq/Kg超	300Bq/Kg超	100Bq/Kg超	500Bq/Kg超	300Bq/Kg超	100Bq/Kg超	500Bq/Kg超	300Bq/Kg超	100Bq/Kg超
牛乳	超過数/検査件数 (超過率)	0/285 (0%)	1/285 (0.4%)	1/285 (0.4%)	0/137 (0%)	0/137 (0%)	0/137 (0%)	0/283 (0%)	0/283 (0%)	0/283 (0%)	0/338 (0%)	0/338 (0%)	0/338 (0%)
牛肉	超過数/検査件数 (超過率)	1/47 (2.1%)	3/47 (6.4%)	13/47 (27.7%)	56/1165 (4.8%)	72/1165 (6.2%)	122/1165 (10.5%)	0/12 (0%)	0/12 (0%)	0/12 (0%)	77/8519 (0.9%)	192/8519 (2.3%)	663/8519 (7.8%)
米	超過数/検査件数 (超過率)	-/- (-)	-/- (-)	-/- (-)	0/669 (0%)	0/669 (0%)	1/669 (0.1%)	-/- (-)	-/- (-)	-/- (-)	0/2061 (0%)	0/2061 (0%)	1/2061 (0%)
茶	超過数/検査件数 (超過率)	1/1 (100%)	1/1 (100%)	1/1 (100%)	0/2 (0%)	0/2 (0%)	2/2 (100%)	42/301 (14%)	102/301 (33.9%)	172/301 (57.1%)	29/187 (15.5%)	56/187 (29.9%)	119/187 (63.6%)
キノコ類	超過数/検査件数 (超過率)	38/212 (17.9%)	55/212 (25.9%)	88/212 (41.5%)	15/342 (4.4%)	25/342 (7.3%)	47/342 (13.7%)	0/87 (0%)	0/87 (0%)	4/87 (4.6%)	2/175 (1.1%)	2/175 (1.1%)	12/175 (6.9%)
魚介類	超過数/検査件数 (超過率)	51/327 (15.6%)	79/327 (24.2%)	167/327 (51.1%)	55/872 (6.3%)	107/872 (12.3%)	336/872 (38.5%)	4/487 (0.8%)	15/487 (3.1%)	34/487 (7%)	5/705 (0.7%)	6/705 (0.9%)	32/705 (4.5%)
上記以外	超過数/検査件数 (超過率)	179/1853 (9.7%)	248/1853 (13.4%)	399/1853 (21.5%)	13/2595 (0.5%)	33/2595 (1.3%)	104/2595 (4%)	29/2478 (1.2%)	55/2478 (2.2%)	176/2478 (7.1%)	8/2551 (0.3%)	17/2551 (0.7%)	60/2551 (2.4%)
合計	超過数/検査件数 (超過率)	270/2725 (9.9%)	387/2725 (14.2%)	669/2725 (24.6%)	139/5782 (2.4%)	237/5782 (4.1%)	612/5782 (10.6%)	75/3648 (2.1%)	172/3648 (4.7%)	386/3648 (10.6%)	121/14536 (0.8%)	273/14536 (1.9%)	887/14536 (6.1%)

規制値設定対象核種及び食品分類等に関する 放射性物質対策部会での検討状況

1. 規制値設定対象核種について

- ・検査の実効性を確保することが重要であり、測定機関や測定機器の数、測定に要する時間等の観点から、規制値は放射性セシウム（セシウム134及び137）を対象として設定する。【部会了承事項】
- ・その他の放射性核種による影響は、食品中における放射性セシウムとの比（スケールリングファクタ）を用いることによって考慮する。【部会了承事項】
- ・海産物のスケールリングファクタについては、放射性核種の海洋に対する放出状況に関する情報が少ないことや、海洋中の挙動が元素によって異なること等からスケールリングファクタの推計値を得ることが難しいため、厚生労働省の研究班（主任研究者：（独）放射線医学総合研究所・明石真言理事）が実測調査を開始している。

2. 設定する食品カテゴリーとその取扱いについて

- ・食品加工（濃縮、除去、乾燥等）について、スケールリングファクタの変化の観点から調査し、検討する必要がある。【部会方針】
- ・食品の性状と摂取量の関連性等について調査し、適切な食品分類と食品の性状（乾燥状態か水戻しした状態か等）について検討する必要がある。【部会方針】
- ・規制を行う食品の性状に関しても検討を行う。【部会方針】